

- ◇Ecological Development 村田武一郎(理事長／地域 P&C) 1 頁
- ◇二輪菊プロジェクトーその想い 柴田三乃(地域 P&C 第 13 期生) 2 頁
- ◇年金受給年齢から考えるこれからの地域づくり盛年層
堀越正夫(地域 P&C 第 3 期生／専務理事・事務局長) 3 頁

Ecological Development

村田武一郎(理事長／地域 P&C)

Ecological Development は、「地域が連綿と引き継ぎ育ててきた自然資源、歴史文化資源、生活文化資源、人的資源、伝統技術などの地域資源を活かし、地域の主体性と地域資本によって、また、地域の多様な関係者の共働と他地域との連携によって、現世代の満足を充たしつつ将来世代へ引継ぎ得る地域を創ること」と、筆者は定義しています。地域づくり支援機構の英文表記にも Ecological Development が使われています。

1992 年、リオデジャネイロで、「地球サミット(開発と環境に関する国連会議)」が開催され、最重要キーワードとして、Sustainable Development(持続可能な開発)が使われました。人類は地球環境と共存しながら生きるべきという、大転換でした。

以来 33 年、日本では、「環境」という言葉は、企業の広告にあたりまえに使われるようになってきましたが、企業活動のごく一部でしかない環境活動を、企業イメージを上げるために広告に使っている例が見受けられます。

「持続可能」は、「誰にとって持続可能」なのでしょうか？ 言うまでもなく、「生産」「加工」「流通・販売」「消費」「廃棄・処分」のすべての段階において、また、その段階に関わるすべての主体において「持続可能」でなければならないのですが、例えば「流通・販売」を担う企業の中には、自社が担う段階さえ「持続可能」であれば良いと考えている風潮があります。その前後の段階は眼中にありません。海外での「生産」や「加工」の段階において自然環境を壊していくても見ぬふりです。Sustainable Development は、「誰にとって持続可能」なのかという問い合わせが常になければ成立しないように思います。地域とその生物・生態系に軸足を置く Ecological Development という考え方方が不可欠なのです。

地球温暖化をもたらす CO₂ は、世界全体で 577 億トンが排出されており(2024 年／前年から 2.3% 増)、地球の温度は、今世紀中に、産業革命前に比べ 2.8°C も上昇する恐れがあると、『国連環境計画』が 2025 年 11 月に警告

を発しました。気温上昇を 1.5°C までに留めなければ、地球環境が破壊されてしまうと言われているにもかからわず、人類の破壊活動は続いています。そして、COP30(第 30 回気候変動枠組条約締結国会議／ブラジルのベレン市／2025 年 11 月)では、残念にも、化石燃料からの脱却のロードマップの合意に至ることができませんでした。なお、アメリカは、COP21 のパリ協定(2015 年／世界の平均気温上昇を産業革命前と比べ 1.5°C に抑えることを目標とする 2020 年以降の国際ルール)から脱退してしまっています。

表 主要国の CO₂ 排出量 (2024 年)

国名	人口	CO ₂ 排出量 (世界に占める比率)	人口 1 人あたり CO ₂ 排出量
中国	1,416 百万人	150 億トン(26.0%)	10.6 トン
米国	347 百万人	59 億トン(10.2%)	17.0 トン
インド	1,464 百万人	44 億トン(7.6%)	3.0 トン
ロシア	144 百万人	26 億トン(4.5%)	18.0 トン
日本	123 百万人	11 億トン(1.9%)	8.9 トン

日本は、まじめな国で、地球サミット後の1993年に「環境基本法」を制定しています。基本法は、関連分野の法律の最上位に位置する法律であり、基本法が制定されると関連法が改正されます。例えば、利活用と防災に主眼を置いていた河川法、海岸法には、「環境(生物・生態系)との調和」が明記されました。

2000年には、「循環型社会形成推進基本法」が制定され、同時に「廃棄物処理法等」と「再生資源利用促進法」が改正され、「建設資材リサイクル法」「食品リサイクル法」「グリーン購入法」が制定されています。「循環型社会形成推進基本法」を具体化するための「循環型社会形成推進基本計画」(2003年)では、現状は、非持続的な20世紀型の活動様式であると言い切り、「良いものを大事に使うスローなライフスタイル」「環境保全志向のものづくり・サービスの提供」「廃棄物等の適正な循環的利用・処分システム」などを実現するにあたっての数値目標や具体策が提示されました。

そんなまじめな日本ですが、CO₂の削減は十分に進まず、近年のCOP会合では、化石燃料を使いすぎとの批判を浴びています。

国民一人ひとりも、産業界も、大学・研究機関も、政府も、Ecological Developmentを強く意識しながら、環境対応行動を進めることができます。

二輪菊プロジェクトーその想い

柴田三乃(地域P&C 第13期生)

多くの車が行き交う奈良県葛城市的山麓線に、“二輪菊、日本一のまち”と大きく書かれた看板が立っています。しかし、私を含め、多くの葛城市民は二輪菊を見たこともなく、関心を寄せる人はほとんどいませんでした。

二輪菊とは、生け花に用いられることが多い菊の一種です。「二輪」とは、1本の茎に2輪の花を残し、それぞれの高さに微妙な差をつけることで、均整のとれた美しさを生み出す手法を指します。

戦後、旧新庄町(現葛城市新庄)の山麓地域では菊づくりが盛んでしたが、菊農家の高齢化や、葬儀の簡素化で菊の需要が減り、菊づくりを辞める農家が増え、今では数えるほどしか残っていません。特に二輪菊は、以前高値で取引されていましたが、生け花を習う人が激減し、二輪菊の需要が減りました。さらに、「芽かき」という手作業が入る二輪菊は、農家の負担も多く、その割には売値が低いということで、今では市内に3軒しか残っていません。



小原流事務局提供

日本では、葛城市が唯一二輪菊を生産しています。このままだと二輪菊が途絶えてしまうという危機感で、私は、生産者のおひとりにお話しを伺いました。その中で、私の心に一番響いたのが、その方の「二輪菊を生産していることを誇りに思っている」という言葉でした。私は、二輪菊を絶やさない方法がないかと考える前に、葛城市民も二輪菊に誇りを持ってもらいたいと思い、市民に二輪菊を育ててもらう「二輪菊プロジェクト」を立ち上げ、2025年7月に葛城市役所前で二輪菊の苗とオリジナルバッジを販売しました。私たちのプロジェクトはYAHOOニュースにも取り上げられ、多くの市民に二輪菊の存在を知てもらう良い機会となりました。

来年も生産者さんに苗を分けていただき、より多くの市民の方に二輪菊を知つてもらい、最終目標である後継者がでてきてくれることを目指して地道に活動していきたいと考えています。

年金受給年齢から考えるこれからの地域づくり盛年層

堀越正夫(地域 P&C 第 3 期生／専務理事・事務局長)

最近は、若い方が地域 P&C 養成塾に参加されるようになりました。私が参加した第 3 期地域 P&C 養成塾では、現役の塾生がいることに驚かれたものでした。

最近の地域活動はどうでしょうか。地元の自治会などの活動に出ていると、中心になっているのは、盛年層、リタイア層が中心のように見受けられました。ありがたいのは、40 歳代などの現役世代でも参加される方がおられることです。

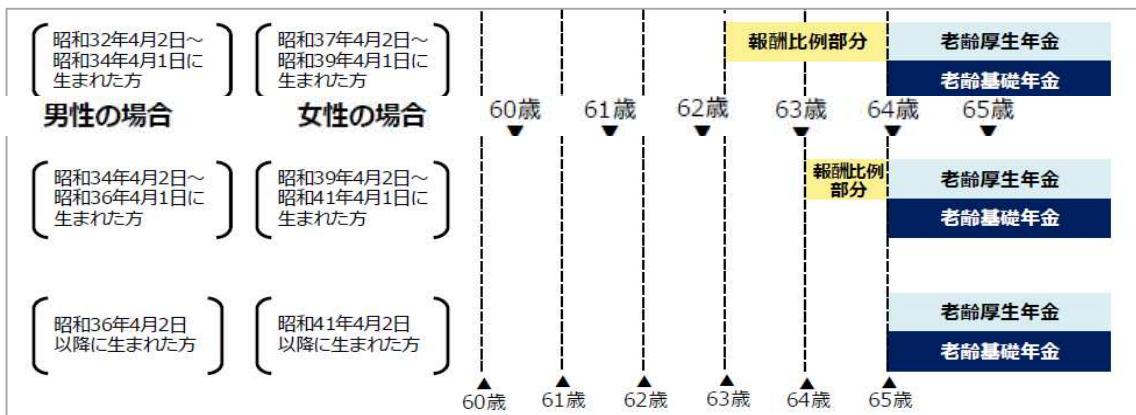
地域づくりに参加する人たちは、これからどんな人が参加されるのだろうかと考えた内容を、2022 年の NAED 通信 27 号では、「年金受給年齢の変化と諸外国の年金制度について、副業解禁により都市部から地域経済への人口流入の可能性」として書きました。今回の稿では、最新の年金受給年齢とこれからの年金制度について、見てみたいと思います。

1. 年金の受給年齢は 65 歳からに

令和 8 年度は、男性の年金受給年齢が、65 歳からになる年度になります。昭和 36 年度生まれの方が誕生日を迎えると 65 歳になっていくからです。下の図で「報酬比例部分」と書かれている年金を受給する男性は、(受給申請を失念されている方は別として)、全員受給し終えていることになります。

女性の年金受給は、どうでしょうか。現在は、勤務時の厚生年金期間が反映される「報酬比例部分」が 65 歳前に受給できます(下の図の黄色い部分)。令和 8 年度は、昭和 38 年度生まれ女性は 63 歳に到達され、「報酬比例部分」を受給することになります。女性が、65 歳からの受給になるのは、令和 13 年度からになります。これから 5 年経過すると、男女問わず、65 歳からの年金受給開始となります。

自営業者などの厚生年金未加入の方は、老齢基礎年金が 65 歳からの受給となります。



このように年金受給開始年齢は上昇しています。これからの地域活動を行う人たちという点では、65 歳以上のシニア層、盛年層が中心になってくると思われます。すでに地域活動をしている場合には、働きながら、地域活動をできる環境をつくることが必要だと思われます。

2. 海外の年金受給開始年齢の変化

NAED 通信 27 号では、諸外国の年金受給開始年齢について、厚生労働省の資料をもとに考えました。同じ資料の 2025 年度版と以前のものを比較してみたいと思います。

フランスでは、現行制度(62 歳から年金が支給される)の 67 歳支給への改革案が政治問題化しています。年金受給年齢の引き上げの決定は、2027 年の大統領選まで議論が先延ばしとなっています。

下表は、厚生労働省が、「主要国の年金制度」を国際比較した図です。主要国が、この4年間で、年金受給開始年齢を少しづつですが、引き上げていることがわかります。日本においても、さらなる引き上げが提示されるかもしれません。日本の年金引き上げについては、次の項で見てみたいと考えます。

表 主要国の年金制度の国際比較(赤字部分が、2021年度と比較して変更になっている)

国名	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
被保険者	全居住者	居住者原則加入(無業者除く)	一定以上の所得のある居住者	居住している被用者(原則)	居住者原則加入(無業者除く)	一定以上の所得のある居住者
支給開始年齢 2021年12月時点	①厚生年金 男性:63歳 女性:62歳 ※65歳に引き上げ予定 男性:2026年度 女性:2030年度 ②国民年金 65歳	66歳 ※2027年までに 67歳までに引き上げ予定 男性:2026年度 女性:2030年度	66歳 ※2028年までに 67歳、2048年までに68歳、に引き上げ予定	65歳10ヶ月 ※2029年までに 67歳に引き上げ予定	62歳(満額拠出期間を満たす者) 66歳7ヶ月(満額拠出期間を満たさない者) ※2027年までに 67歳に引き上げ予定	62歳以降本人が受給開始年齢を選択 ※2026年までに 64歳に引き上げ予定
支給開始年齢 2025年4月時点	①厚生年金 男性:65歳 女性:63歳 ※65歳に引き上げ予定 女性:2030年度 ②基礎年金 65歳	66歳8ヶ月 ※2027年までに 67歳までに引き上げ予定	66歳 ※2028年までに 67歳、 2046年までに 68歳、に引き上げ予定	66歳4ヶ月 ※2029年までに 67歳に引き上げ予定	62歳9ヶ月(満額拠出期間を満たす者) ※2030年までに64歳 67歳(満額拠出期間を満たさない者)	63歳以降本人が受給開始年齢を選択 ※2026年までに 64歳に引き上げ予定

注)厚生労働省資料「主要国の年金制度の国際比較」より抜粋) 赤色部分が2021年から変更

3. 年金受給年齢引き上げの可能性

「年金制度の国際比較」では、年金受給年齢を引き上げを多くの国が計画していることがわかります。アメリカ、イギリス、ドイツなどが、2020年代中に67歳からの受給を計画しています。

それでは、日本の年金受給開始年齢の変更はあるのでしょうか。女性の年金受給開始年齢が65歳になる、令和13年度まではないと思われます。国家公務員は、定年後に「再任用制度」があり、段階的に定年年齢の引き上げを行っています。下の表にあるように、65歳の定年年齢に到達する仕組みを作っています。昭和42年度生まれの方で、「原則定年年齢」が65歳に到達することになっています。この制度から考えると、昭和42年度生まれの方が65歳になるまでは、現行の年金受給開始年齢が継続されるものと考えられます。

表 段階的引き上げ期間中の生年別対象職員の定年年度と暫定再任用対象期間

原則定年年齢	年 度	職 員 の 生 年					
		昭和37年度	昭和38年度	昭和39年度	昭和40年度	昭和41年度	昭和42年度
60歳	令和4年度	60歳	59歳	58歳	57歳	56歳	55歳
61歳	令和5年度		60歳	59歳	58歳	57歳	56歳
	令和6年度		61歳	60歳	59歳	58歳	57歳
62歳	令和7年度			61歳	60歳	59歳	58歳
	令和8年度			62歳	61歳	60歳	59歳
63歳	令和9年度	(65歳)			62歳	61歳	60歳
	令和10年度		(65歳)		63歳	62歳	61歳
64歳	令和11年度			(65歳)		63歳	62歳
	令和12年度				(65歳)	64歳	63歳
65歳	令和13年度					(65歳)	64歳
	令和14年度						65歳

注)「段階的引上げ期間中の生年別対象職員の定年年度と暫定再任用対象期間」人事院ホームページより

現在、企業には、高年齢者雇用安定法による、「70歳までの就業確保」の努力目標があります。あくまでも予測ですが、年金受給開始年齢の引き上げは、令和13年度から14年度にかけて、65歳以上の就業確保義務化の議論を伴いながら、政策課題になっていくのではないでしょうか（あくまでも可能性です）。

地域づくりの人材は、盛年層が離職して、年金受給開始される年齢の変化に合わせて、考える必要がありそうです。